

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和6年4月24日（水）16:39～17:09
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

#### <関係省庁>

今村 聡子	文部科学省総合教育政策局日本語教育課	課長
石川 大輔	文部科学省総合教育政策局日本語教育課	課長補佐

#### <自治体等>

植村 吏	江別市経済部企業立地推進室	室長
遠藤 毅史	江別市経済部企業立地推進室企業立地課	課長
酒井 和恵	江別市経済部企業立地推進室企業立地課	主幹
坂 知実	江別市経済部企業立地推進室企業立地課	主査

#### <事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局	審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局	参事官
坂本 弘毅	内閣府地方創生推進事務局	参事官
菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局	参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 認定日本語教育機関の認定基準の要件緩和
  - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、関係者の皆様方がそろいましたので「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「認定日本語学校教育機関の認定基準の要件緩和」ということで、江別市、文部科学省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、江別市、文部科学省から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても公開予定でございます。

進め方でございますけれども、まず江別市から3分程度、文部科学省から3分程度でそれぞれ御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「認定日本語教育機関の認定基準の要件緩和」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

早速、江別市から御説明をお願いいたします。

○遠藤課長 江別市の遠藤です。

本日は、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

このようなプレゼンテーションは不慣れなので、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

早速ですが、当市が今回このような内容で規制緩和を提案させていただいた背景について説明いたします。

資料の2ページを御覧願ひします。

当市では、本年4月時点で市内在住の外国人は1,000人に達し、10年前からほぼ倍増している状況です。その中で、江別市内の企業・事業所では技能実習生の雇用も増加しているところではありますが、一方では、地域とのコミュニケーションが不足していること等により、生活に必要なルール含め、地域社会になじめないでいる状況が見受けられ、災害時等には情報の伝達が困難であることも想定されるような状況となっております。

3ページを御覧ください。

当市の外国人に対する日本語教育の現状について、資料に記載のとおり、現在、江別市内では、江別市国際交流推進協議会という団体が日本語教育を実施しており、市では補助金などにより支援しているところですが、今後も外国人の増加が続くと見込まれており、地域社会になじんでいくこと、言わば共生社会の実現という観点から、市としては外国人の方が日本語を学べる環境を整えていくことが今後必要になってくると考えているところです。

4ページを御覧願ひします。

緩和を提案させていただいた規制の内容は、認定基準における校地・校舎の自己所有と

いう部分について、当市ではまだ具体の検討までには至っていないのですが、市内で認定日本語教育機関を設置するとした場合、図のような連携協定を結び、市内私立大学の校舎・教室を活用して、民間の事業者による授業実施をイメージしています。

5 ページを御覧願います。

その場合、様々な要件がある中で、認定基準第2条第2項にある「校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること」という部分が私立大学の校舎を利用する上で抵触すると思ったことから、前ページの図にあるような連携協定を結ぶことで、その部分を一定程度担保して、私立大学の校舎を利用して民間事業者が認定日本語教室を実施することができないだろうかというのが今回の提案させていただいた趣旨になります。

以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして文部科学省から御説明をお願いいたします。

○今村課長 文部科学省日本語教育課長の今村です。

それでは、資料に沿いまして説明をさせていただきます。

2 ページ目を御覧ください。

今回、要件緩和の御要望をいただきましたのは、今御覧いただいております本年4月1日より法施行で運用が始まっております日本語教育機関の認定についてでございます。今まさに認定に向けて事前の相談対応を行っている状況でございます。

御覧いただいている青文字の1. の(1)にありますとおり、日本語教育課程を適切かつ確実に実施することができる日本語教育機関であるということを文部科学大臣が認定するという制度でございます。

プロセスにつきましては、下の左側の図を御覧いただければと思いますけれども、こちらは各教育機関の設置者からの申請を受けまして審査を行い、法務大臣の協議を経て、文部科学大臣が認定をするというプロセスとなっております。認定審査は課程が3種類ございまして、留学のための課程、就労のための課程、生活のための課程という、この課程の別に行うこととしております。

なお、認定を受けていない日本語教育機関が日本語教育を行うこと自体は可能でございます。ただし、留学のための課程の認定を受けた日本語教育機関であることを、留学の在留資格を持って在留する留学生を受け入れる要件とすることが入管庁さんの方針にもなっておりますので、留学のための課程についてのみ認定を受けることが学校によっては必要になるということでございます。

続きまして、3 ページを御覧いただければと思います。

今回、校地・校舎の自己所有要件につきまして要件緩和の御希望をいただいているところでございます。このことにつきまして、直接これまでいただいている御質問はなくて、

今見ていただいている上段に引用させていただいておりますのは、それに近いところの今までいただいている御質問に対するお答えということで、既に公表している部分で御紹介させていただきます。この御質問自体は、自己所有かつ負担付きでないということについての御質問ですけれども、これに対しまして文部科学省としましては、校地・校舎が設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないことを求めているのは、安定かつ継続した認定日本語教育機関の運営を担保するためですとこれまで説明をさせていただいているところでございます。

具体的な基準につきましては、下段に引用させていただいているとおりでございまして、校地については認定基準の第12条の2項、校舎については同第13条の第4項に、設置者の自己所有であるという規定がございまして、ただし、同じ文章の後ろでただし書がございまして、ただし、これと同等と認められる場合はこの限りでないということで例外措置を認めているということございまして、その具体的内容については4ページを御覧ください。

4ページ、文部科学省告示におきまして、校地・校舎自己所有と同等と認める場合の規定がございまして、今回は設置者が所有されていないというお話だったかと思っておりますので、第2条を御覧いただきますと一から五号までございまして、一号は負担付きの話ですので2号以下が所有に係るものでございまして、どの程度の所有であるのか、あるいは設置主体がどういう方であるのかによってそれぞれ適用される項が異なってくるという状況でございまして、今御覧いただいているような例外規定を設けているところでございます。

つきましては、設置される課程の種別と、そもそも認定を受ける必要があるのかどうかということも御検討いただきました上で、認定を申請される場合には、今御覧いただいております告示でお示しをしております校地・校舎の所有要件の例外に該当するように御検討いただければありがたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明ありがとうございます。

最初に提案者の江別市の方にお伺いしたい点がございまして、実際にどういう事業者とかが設置者の方が御相談になられていて、その状況や、事業内容が安定的に運用できるのかどうかといった点をお伺いしたいと思います。また、連携協定でどういう担保をされる可能性があるかという点もお伺いできればと思います。

○中川座長 江別市、お願いします。

○遠藤課長 江別市の遠藤です。

まず、想定している事業者ですけれども、まだ江別市のほうでは具体的に事業者と協議

をしている段階ではなくて、あくまでも市が今後こういった日本語学校を設置するに当たって、検討していく上でその条件を確認していく中で今回このような提案に至ったという背景がございます。

民間事業者で外国人に対する日本語教育を実施している事業者を想定しておりまして、ここで言う大学ですとか専修学校のようなところは今のところ想定していないという状況です。

○落合座長代理 分かりました。そうすると、具体的な内容はまた議論が進んできたら今後ということなののでしょうか。

○遠藤課長 おっしゃるとおりです。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら文部科学省のほうにもお伺いしたいのですが、一般論として、今回の規定を見ていくと、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の中で、第2条第3項第2号で施設及び設備が基準に適合することと書いてあると思います。ここについては、施設の所有はないわけですが、どこから所有という概念が出てきているのでしょうか。

○今村課長 校舎の所有要件のことについてでしょうか。

○落合座長代理 はい。

○今村課長 そちらも認定基準のほうで規定をしているところがございます。

○落合座長代理 法律上の根拠です。

○今村課長 法律上は、法の第2条第3項の2の中にイ、ロ、ハ、ニとございまして、ロとして施設及び設備という規定がございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ここでは必ずしも所有ということまでは書いていないように思うのですが。

○今村課長 認定基準について、イ、ロ、ハ、ニとございまして、それについて文部科学大臣が定めるということで、具体的には認定基準の省令において定めているという構造になっております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

元々省令に委任している範囲がどこまでなのかということがあると思うのです。

○今村課長 委任としましては、認定基準です。文部科学省令で定める基準に適合することということで委任されております。

○落合座長代理 ただ、何でも入れていいということだと、普通は内閣法制局などで通らないとは思いますが、普通は何らか制限がかかっているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○今村課長 説明が上手でなくて申し訳ありません。

そのため、法律におきましては今申し上げましたとおり、認定を受けようとする日本語教育機関が次に掲げる事項について文部科学省令で定める基準に適合することということ

で、次に掲げるとというのが四つございまして、そのうちの一つが施設及び設備という規定になっております。

○落合座長代理 所有はかなり大きい制限になるように思っておりまして、かつ、機関としてそういう訓練だとか勉強を積ませることができる、という内容に関するものと必ずしも一致しないように思われます。かなり強度な規制になっていて、法律の授権の範囲を超えるような基準になっていて、そもそも基準自体違法なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○今村課長 その点につきまして、私どもとしましては、法律の検討の際、それから省令の検討の際も、しかるべきプロセスで法令審査等も経ておりますので、そのあたりの検討も踏まえた上での制定という理解はしているということが一つございます。

もう一つは、これまでは法務省におかれまして告示制度という形でどの日本語教育機関が留学の在留資格を得て入国してくる生徒に日本語教育を提供できるのかということを経済省告示制度というもので定めてきておりまして、告示で定められていた基準を今回省令という形で格上げをして、きちんと制定をしているという立て付けで理解をしております、その経緯としまして、これまで日本語教育機関というのは設置者自体には特に格段の条件はございまして、こういった主体の方も設置者となれるという中で、教育機関としての財政基盤、それから経営の安定性を確保するという点で、これまで告示機関制度の中で設定されてきました校地・校舎の所有条件も含めた諸条件を基本的に引き継いでいる形で規定をさせていただいているところでございます。

○落合座長代理 今御説明いただいたものはプロセスの話なので、あくまでどこまで権限が授権されているかという範囲とは話が別だと思っておりますので、必ずしもお答えになっていないのではないかと思います。別に基準とか省令を法制局に審査してもらったとか、各省協議をしているだとか、そういうプロセスをしているわけでもないわけですね。

○今村課長 基準は省令ですので、審査は受けております。

○落合座長代理 省令もですか。

○今村課長 それはいいですね。失礼しました。

○落合座長代理 自己審査されただけであると思っておりますので、そこのプロセスの話は言っても仕方がないと思っております。いずれにしても内容として読めないのが、明らかに過剰なとか、プロセスは省内でということではあります、立法権から行政権のほうに授権されている中でなので、客観的に読めないと行政機関側のプロセスがどうであるというだけでは説明ができないと思っておりますので、そこは過剰な制限なのではないかと思っております。

以上で私のほうは終わらせていただきたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

今のやりとりなどは、江別市さんの提案としては、自己所有ではない土地・建物を校地・

校舎として活用できる余地はないかという御提案をいただいている、それに対する文部科学省の御回答としては、こういう認定基準があるというのが今、出発点になっていると思うのですが、こういう認定基準があるけれども提案については柔軟に御検討いただけるということでもよろしいのか、認定基準があるので難しいのですというお答えになるのか、前提は前提としてこれが定められた背景などについてもよく理解はしたのですけれども、今の文部科学省の御答弁としてはどうなりますでしょうか。

○今村課長 ありがとうございます。

今の文部科学省からの回答としましては、現行の認定基準に沿った範囲内での申請をしていただきたいという回答でございます。

○堀委員 提案内容についてどのような要件であればと言いますか、今、認定基準を満たすものでないとしてもどのような認定の在り方があるのかということについて御検討いただけるということではなく、認定基準があるので提案は難しいという御答弁になるということなのでしょうか。

○今村課長 まだ設置者が具体的に決まっていらないということですので、それ次第で先ほど申し上げましたとおり、今御覧いただいている告示のどの項に該当するかということも変わってまいりますし、それから、そもそも日本語教育を提供される目的に照らして、先ほど申し上げましたとおり、日本語教育の提供主体は認定を取らなくとも可能でございますので、その必要性も含めまして御検討いただければありがたいと思っておりますし、そこについて制度の運用とかについて御質問、御相談等あれば、それは対応させていただきますと考えております。

○堀委員 特区の提案ということですので、規定の特例措置を提案者が求めることができるということになっております。したがって、現状の認定基準がこうなっていますということでも、そこで思考停止せず、どうしたら認定を与えられるのかということについて一緒に協議をしていただきたいと思っております。

また、江別市のほうには、認定を取らなくてもいいではないかというような御発言がありましたけれども、やはり認定を取りたいということでこういう御提案をされているということでもよろしいのでしょうか。その点も少し補足があれば教えてください。

○遠藤課長 江別市の遠藤です。ありがとうございます。

認定の取得については、私たちのほうでもまだ知識が浅くて、認定がなければ、そういった日本語教育を実施できないと捉えていたところもございます。ですが、今、文部科学省さんの御説明の中でも、留学に係る部分については認定が必要だというお話もありましたので、今、大学を使って実施しようとしているのも、一つは外国人留学生の方も対象として想定するということもあって大学という場所も検討しているところなので、そもそも認定が必要かどうかという部分については、こちらのほうでも考え方を整理したいと考えています。

以上です。

○堀委員 私どももこの資料を拝見していて、御提案者の4ページ目、留学のための課程を置く場合には認定が必要だということで認定を求められているということだと理解しております。

また、提案者のほうで今、検討されているのは、既存の市内の私立大学の空き教室を活用したいということでありまして、文部科学省の元々の要件が自己所有というものを含めて求めているのは、安定かつ継続した認定機関の運営を担保するためだというような趣旨に照らしても、こうした場合について何か弊害が具体的に想定されない場合にも当たるのかなと思っております。連携協定の存在ということだけではなく、もう少し必要な要件を求められるのか、そこはお話し合いということはあると思いますけれども、江別市の提案が必要性的な合理的な提案だと拝察いたしますので、これを認めていただけるような方向性で御協議いただけるといいのではないかと思います。

学習権の確保や、ほかでも色々と教育を受ける方々の安定かつ継続した学習の保障が必要だという趣旨は理解いたしますけれども、そのために何か認定基準のハードルが高くなってしまい、このニーズに対応されない大学でこれを受けたい、あるいは駅前で設けたいということもあるかもしれませんが、なかなか校地・校舎を自己所有でというのが難しくなってくるというような場合でも、必要性があり、急用性があるような場合には認定を行っていただくというのも、特区の枠組みの中で弊害がないということが確認できれば、認定基準のアップデートもしていただきたいと思います。今あるものにこだわらず、前向きに御検討いただきたいと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

私も文部科学省に質問なのですが、落合委員、堀委員のお話、やりとりを聞いていて、今回、自己所有を求めるという規制が本当に安定かつ継続的な日本語教育という保護法益を実現するために必要十分なものなのかというのは、委員の皆さんは少し疑わしいなと思っ

て見ているのだと思います。例えば公物法とかお金が入ったインフラみたいなものについて自己所有ではない場合に抵当権が実行されてしまっ

て道路ではなくなってしまうとか、そういうものは防がないといけないと思うのですが、今回の日本語教育機関の認定というのは、民間企業を認定するというものだけで、留学については一定の事実上の効力が発生するのですけれども、要は民間企業に国としてお墨つきを与えるようなものについて、自己所有まで求めるとい

うような、ほかの法律とか法制度でそこまでの要請をしているものは、当然我々は法制局でそういう議論がなされたのではないかと。落合委員が言っているのはそういうことだと思

います。法律の授権の範囲で所有権まで制限することを求めるとい

うことが、法制局の中で立法というような意味でそういう範囲まで授権させているのかということについては、法制局でこれこれこのような並んでいる法律がありますというよ

うな説明が当然なされているのではないかなと思うのですけれども、それはあるのでしょうか。

○今村課長 すみません。今、手元にございませんで、直ちにお答えすることはできないので、確認するお時間をいただければと思います。

○中川座長 分かりました。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますか。

おそらく委員の先生方からお話があったのは、文部科学省が省令で自己所有を求めているという部分が、本当に法律、政令、省令というような体系の中でそこまで授權しているのだろうか、必要十分な規制になっているのだろうかというような疑念から色々なやりとりがあったのだと思います。江別市の御提案というのは、自己所有に限らなくても連携協定というようなもので安定かつ継続した日本語教育をしっかりとするというような保護法益がきちんと担保できるのではないかと、そういう提案だと思います。

基本的には、日本語教育のニーズはどんどん高まっていく中で、できれば江別市におきましては、連携協定とか具体的なシーズにつきましてもう少し詰めた議論をしていただけないでしょうか。文部科学省のほうで安定かつ継続した日本語教育が必要だというのは当然の話だと思います。そういう具体的な詰めをしていただくとともに、文部科学省におかれましても、自己所有に限らず、ある一定の自治体のほうで連携協定に限らず、安定かつ継続した措置で補完されるのであれば日本語教育機関の認定をするということも、私はしていただいても結構なのではないかと。それがすぐにはできないということであれば、特区で実験してみることも私は一つの手ではないかなと思います。そういう気持ちも含めて、堀委員のほうから前向きに御検討いただけないかというようなお話があったのだと思います。

そういう意味で、今回の御提案につきましても、提案自治体におかれましても、それから文部科学省におかれましても、日本全体として非常に大きなテーマを一つ解決する手段だと思いますので、少し前向きな御検討を進めていただくことを希望したいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「認定日本語教育機関の認定基準の要件緩和」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。